

## 意見書等

(意見書)

議員提出議案第33号

リンゴジュースなど加工品の原料原産地表示の義務化を求める意見書(可決)

地球温暖化の影響による気象変動によって、降霜、降ひょう被害を受けた農作物が生産され、農作物によっては壊滅的な被害も見受けられるなど、減収、減益は予想以上であり、生活の安定を図るにも深刻な状況となっている。

相次ぐ食品表示の偽装・偽造事件の根底には、企業モラルの欠如はもちろんであるが、JAS規格で20食品群以外、加工品のほとんどが原料原産地の表示義務の対象から外されていること、さらに法的義務づけのないメリット表示が野放しで、加工品原料の偽装・偽造に悪用されていることに原因がある。

このことから、リンゴ果汁などの加工品に原料原産地表示が義務化されることとなれば、食の安全・安心にも取り組むことともなり、さらに、今以上に安心して農作物を生産できる環境づくりともなる。

以上の趣旨から、下記事項の実現を強く求める。

記

1. リンゴ果汁を含む加工食品の原料原産地表示を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

---

議員提出議案第34号

安心の介護サービスの確保を求める意見書(可決)

介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行なわれてきた。2000年4月にスタートした介護保険も来年4月からいよいよ第4期目となり、現在、各自治体で介護保険事業計画の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。

そうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引き上げが望まれているが、報酬引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなってはね返ってくるだけに、慎重な議論が必要である。

よって、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るために、政府においては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望する。

記

1 介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査に基づき、地域における介護サービスの的確に実施できるよう、サービスごとの人の配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。

2 介護報酬の引き上げが、1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を行うこと。介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しや、市町村ごと

の柔軟な決定ができるよう配慮すること。

- 3 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実を図ること。
- 4 介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や新たに福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

---

#### 議員提出議案第35号

#### 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書（可決）

近年、食品の安全、表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかなっただけでなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。

現在、農林水産省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書（6月13日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府のもとに消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

ついては、政府において、以下の対策を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 一、偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。
- 一、農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。
- 一、輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化、拡充を図ること。
- 一、政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。
- 一、不正な取引を行う業者に対し、迅速な立入調査に基づく販売禁止や、製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

議員提出議案第36号

「定額給付金」の撤回を求める意見書（否決）

政府は、追加経済対策の目玉として、2兆円を全国にばらまく「定額給付金」を打ち出した。給付に当たって所得制限を設けるかどうか迷走したあげく、その判断を地方自治体に丸投げし、地方自治体からも厳しい批判を浴びている。給付事務を担う地方自治体の負担も大きい。

政府は小泉内閣以来、庶民への増税と社会保障の切り捨てで、年間13兆円もの負担増を押しつけ、格差と貧困を広げてきた。このことへの反省や謝罪もなく、1回限り2兆円の給付金を配り、3年後に消費税の増税というのでは、「暮らしの不安」を取り除くことはできない。

国民は「今ほしいのは、お金ではなく仕事だ」「税金を安くしてほしい」「社会保障のために使ってほしい」「もっと困っている人のために使ってほしい」と声を上げている。

「定額給付金」を撤回し、その財源を有効に活用することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

---

議員提出議案第37号

雇用促進住宅の存続を求める意見書（否決）

雇用・能力開発機構は、全国約1500カ所の雇用促進住宅の廃止を打ち出し、既に一部で入居者募集を停止するとともに、それ以外でも入居者に対し、契約更新がないことを通知している。当初は、「30年かけて事業廃止に努める」という方針であったものが、前倒しされ、入居者に不安と戸惑いが広がっている。

青森市内にも670戸の雇用促進住宅があり、471世帯が入居しており、耐震補強工事が行われたばかりのところもある。

雇用促進住宅の設置目的は、職業の安定のために住宅を確保することであり、雇用環境がますます厳しくなっている中で、その必要性は高まっている。

よって、入居者の心情を理解され、下記事項を実施するよう求める。

記

- 1、必要な雇用促進住宅については、国の責任で存続させること。
- 2、入居者に対する十分な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

---

議員提出議案第38号

労働法制の規制緩和路線の転換を求める意見書（否決）

自公政権は、労働者派遣法や労働基準法の規制緩和を繰り返し、派遣労働者や期間労働者を初めとした、低賃金で「使い捨て」の非正規雇用を拡大した。これにより、大企業は利益を伸ばしたが、国民の所得を減らし、貧困と格差の拡大という一大社会問題を引き起こした。不安定で非人間的な「使い捨て」労働を放置すれば、日本の経済と社会の未来はない。

「使い捨て」雇用を広げた労働法制の規制緩和路線を抜本的に転換し、人間らしく働けるルールをつくるため、下記事項のとおり法改正することを強く求める。

記

- 1．労働者派遣事業法を派遣労働者保護法に改め、派遣労働は一時的、臨時的な業務に限定し、常用雇用の代替にはならないことを明記すること。
- 2．労働者派遣は、常用型派遣を基本とし、登録型派遣は原則禁止し専門的業務に限定すること。また、日雇い派遣を禁止すること。
- 3．違反行為があった場合、派遣先企業が期間の定めのない雇用をしたとみなすこと。また、派遣先労働者との均等待遇を実現すること。
- 4．マージン率の上限を制令で定め、ピンはねを規制すること。
- 5．労働基準法を改正し、期限付きの雇用契約は、臨時的、一時的業務での募集など、期限をつける合理的な理由がある場合に限定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

---

議員提出議案第39号

青森市議会議長の資質を問う緊急議案（否決）

議長、奥谷進氏の信を問う議案を下記の理由により提出する。

本日、平成20年12月18日午前11時現在、議会が開催されていない。議会正常化に向けた議長の動きが、全く見られない。

よって、議長の信を問う動議を提出する。

平成20年12月18日

---

議員提出議案第40号

青森市議会議長の辞職勧告決議案（可決）

議長、奥谷進氏に対し以下のとおり辞職を求める。

議長を選出した所属会派自由民主党を離脱したことで、所属会派の理解を失った上に、選出会派から動議を出され議会に混乱を招いた。

さらに自身の保身のみを考え、政風会に辞任届を提出しながら、その意思を翻しその任に留まることは既に市民ならずとも議会の信を失っていると言わざるを得ない。

よって、別紙のとおり辞職勧告決議案を提出する。

平成20年12月18日

---

議員提出議案第41号

青森市議会議長の言動に関する緊急議案（否決）

議長は、自身の辞任を認めながら、その後心変わりした旨を表明した。公職にある議長が終始一貫していない言動が見られるので、その信を問うため別紙のとおり決議案を提出する。

平成20年12月18日

---